

最終更新日:2010年3月26日

株式会社レッグス

代表取締役社長 内川 淳一郎

問合せ先:管理担当執行役員 中矢 猛

証券コード:4286

<http://www.legs.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと考えており、従来より経営の透明性・客観性・スピードの確保に注力してまいりました。今後もより一層の企業統治能力の向上を図り、株主をはじめとする各ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、経営効率の向上を図りたいと考えております。

当社は、コーポレート・ガバナンスを損なわせる大きな要因であるヒューマンエラーの防止が、全従業員に対する倫理的価値観に沿った当社の企業理念の理解・浸透と、それらを起こさせない仕組みにあると考え、コーポレート・ガバナンスを正常に機能させるために、倫理的な面(個人)と仕組み(組織)のふたつの側面から各種施策を実施しております。

また、企業グループ全体に関しましては、当社はグループ形成にあたり、当社の倫理的価値観に沿った企業理念の理解・浸透を前提としており、これがグループ全体にガバナンスを効かせるという基本方針のもとに企業統治を行っております。具体的施策としては、毎月定期的に当社取締役、監査役および関係会社の代表取締役社長から構成されるグループ会社の報告会議を開催し、グループ全体の経営の透明性確保および監督を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ジェイユー	6,800	25.09
内川 淳一郎	6,592	24.32
レッグス従業員持株会	2,127	7.85
株式会社レッグス	1,798	6.63
坂本 孝	720	2.66
梶澤 紀夫	706	2.61
株式会社インターエクス	609	2.25
日本生命保険相互会社	560	2.07
第一生命保険相互会社	560	2.07
明治安田生命保険相互会社	560	2.07

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	12月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

#### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社代表取締役である内川淳一郎個人およびその二親等以内の親族が議決権の過半数を保有する会社が、当社の議決権の過半数を所有しており、内川淳一郎は支配株主に該当いたします。

報告日現在において、当社と支配株主との間に取引はありませんが、将来に当社と支配株主との間の取引が発生する場合には、一般の取引状況と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容および条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応する予定です。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社は社外取締役を選任していませんが、社外からの牽制につきましては、社外監査役によりその機能は十分果たしているものと判断しております。社外監査役は、取締役会をはじめとする会議体に出席し、社外取締役に期待される役割を担っております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役と監査法人の連携につきましては、それぞれの監査の方法と結果について、監査結果報告会などを通して連携をはかっております。また、必要に応じ、期中監査時においても、監査役より監査法人に対して相談する等情報交換を行っております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、社内における業務の適正な遂行状況をチェックするため、内部監査室により実施しており、必要に応じて被監査部門に対して改善要求を行っております。監査役と内部監査室の連携については、それぞれの監査の方法と結果について、内部監査結果報告会などを通して連携をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
南 郷志	他の会社の出身者								○	
木村 峻郎	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
南 郷志	企業行動規範第15条に定める独立役員であります。	社外監査役として当社の経営の透明性および監視機能を高め、経営体制の一層の強化を図るため選任いたしました。また当該監査役は、独立役員としての要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
木村 峻郎	——	弁護士としての専門能力を活用し、おもに当社のコンプライアンスに関する体制強化を目的として選任いたしました。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、原則として取締役会その他重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況、取締役会の運営、決議方法の適法性などについて監視を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、人材をグループ業績向上のためのもっとも重要な資産と捉えており、従業員の経営参加意識の向上と従業員の功績に対する報償を目的としてストックオプション制度を採用しております。取締役に付きましても同様の観点からこれを採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

上記ストックオプションの付与対象者に「その他」とありますが、当社グループ業績向上のためには、社外との連携の強化が不可欠と考え、当社の資本提携先及び業務提携先の方に対しても付与しております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成21年12月期におきましては、取締役3名に対し48,089千円を支払っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の補佐に関しましては、内部監査室が担当し、必要に応じ会議資料の事前配布、社外監査役が必要とする情報に関する資料提供等、適宜サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 業務執行、監督の状況

(1) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長及び取締役4名で構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し重要事項の意思決定を行っております。当会議には監査役も出席し、取締役会及び取締役の意思決定に関して、公正・客観的な立場から監視を行っております。

## (2)グループ会社の報告会議

取締役全員、常勤監査役、執行役員、子会社代表取締役社長で構成するグループ会社の報告会議を毎月1回開催し、経営課題の情報共有・議論を行い、経営上の意思決定に活かしております。

## (3)意思決定会議

取締役、常勤監査役、執行役員で構成する意思決定会議を週1回開催し、意思決定の迅速化を行い、経営効率の向上に努めております。

## (4)業務に関する報告会議

取締役、常勤監査役、執行役員、業務担当部門の責任者で構成する、業務に関する報告会議を週1回開催し、日常の業務執行の確認を行い、経営の質的向上に努めております。

## 2.内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

### (1) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査室は2名で構成されており、平成21年12月期より金融商品取引法に定める内部統制報告制度に基づく内部監査を実施しております。

監査役会につきましては、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、監査役は取締役会及び社内重要会議に出席し、意見を述べると同時に、内部監査室・会計監査人から報告をうけ「監査役会規程」に則って、監査役会を開催し、取締役の業務執行状況、取締役会の運営・決議方法の適法性の監査を中心に行ってまいります。

また、常勤監査役は「内部通報制度運用規程」に則り、社員からの通報等を受け付ける窓口となり、通報内容の事実調査、代表取締役への報告、是正処置、通報者の保護を行っております。

### (2)会計監査の状況

会計監査につきましては、平成22年3月25日開催の定時株主総会において、京都監査法人を会計監査人に選任し、就任の承諾を受けております。なお、平成21年12月期については、同監査法人が金融商品取引法に基づく会計監査を行っております。

指定社員 業務執行社員 若山 聡満

指定社員 業務執行社員 矢野 博之

継続監査年数については2名共に7年以内であるため、記載を省略しております。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名及びその他8名であります。

## 3.指名、報酬決定等の機能

### (1)取締役候補者の選任方針

取締役候補者につきましては、これまで当社の業務に精通し当社の経営理念を体現した生え抜き社員を中心とする候補者が取締役会において選任されてまいりましたが、コーポレート・ガバナンス環境の体制整備の一環として、前記に加え経営の透明性及び監督機能を高め、経営体制の強化に資する知見を有した者を候補者の選任方針としております。なお、「組織規程」の条項に役員の資質・責務を記載し明文化しております。

### (2)取締役報酬の決定方針

取締役の報酬の決定につきましては、一定の評価指標を設け、達成度、貢献度、過去実績等を勘案し決定しております。なお、この観点から役員報酬制度の見直しを行い、より会社業績や成果との関連性の強い報酬体系とするため、平成19年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労引当金制度を廃止しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成15年3月27日開催の第15期定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使を採用しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは <a href="http://www.legs.co.jp/htdocs/ir/index.html">http://www.legs.co.jp/htdocs/ir/index.html</a> です。掲載内容としては、トップメッセージ、決算短信等の財務状況、株主構成等の株式情報、株主総会情報等掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は経営企画グループが担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社では、株主様に対しより当社をご理解いただける様、定時株主総会終了後、株主懇親会を開催しております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針を定め、体制構築を進めております。その概要は以下のとおりであります。

### 1. 統制環境と基本方針

当社は、次の経営理念・経営目的・経営指針を掲げグループ内の全ての役員および従業員が職務を執行するにあたっての基本方針としております。

#### 経営理念

個人と会社の目標を一致させる  
社会に協調、社会に貢献

#### 経営目的

お客様に喜ばれる誠意あふれるサービスを適正な価格で提供し、  
社会、企業文化の進歩発展に貢献する  
常に高い目標と強い情熱を持ち、不断の改良改善を行い、  
従業員の成長と物心両面の幸福を追求する

#### 経営指針

顧客こそ、我々を成長させる最大の源である  
成長とは、常に改善し続けることである  
ANDの才能が、永続的成長の条件である

毎日朝会時に全員でこれを唱和しており、また、代表取締役自らが全社員に対する「理念教育」ならびにリーダーを対象とした「リーダーマネジメント教育」を実施しております。「理念教育」、「リーダーマネジメント教育」では、経営理念・経営目的・経営指針を文書化した「ルールブック」を使用し、役員および従業員の一人一人が高い倫理観をもって適切な判断と行動を行い、適正な業務執行ができる体制を整備しております。

当社は、これらの経営理念・経営目的・経営指針の下、経営の透明性をより高めるためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠とし、会社法および会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンスの基本方針を以下のとおり制定し、整備・運用・評価を推進しております。

- (1) 経営活動の目的達成のため、業務の有効性および効率性を高めます
- (2) 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保します
- (3) 経営活動に関わる法令その他の規範の遵守を促進します
- (4) 資産の取得、使用および処分が適正な手続および承認の下に行われるよう、資産の保全を図っていきます
- (5) 上記の活動を支えるためのIT環境を整備・運用いたします

また、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法上の「財務報告に係る内部統制報告制度」の適用初年度となった平成21年12月期は、同制度の実施基準に基づき評価・報告を行いました。

### 2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 全ての取締役および従業員が、社会の構成員である企業人として倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるルールブックをベースに業務の運営を行うこととしております。

(2) 当社は、会社としての不正行為等の不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを定めております。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

#### (1) 情報の保存・管理に関して

取締役の職務執行に係る情報については、法令および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役・会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理しております。必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施しております。

尚、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとしております。

#### (2) 情報の検索・閲覧の方法

職務執行情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改定文書については社内に告知し周知徹底しております。当該各文書等の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。

#### (3) 文書・情報管理の監査

監査役は、主要な稟議書その他執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役・社員等に説明を求め、意見を述べております。

### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを的確に把握し、適切に認識・評価するため、定期的に業務に関する報告会議および意思決定会議ならびに月1回取締役会を行っております。これらの会議では、事業に関するリスクや経営結果、会社運営上の諸問題の報告ならびに協議を行っております。会社を取り巻く重要なリスクを取締役会・意思決定会議ならびに顧問弁護士等を含め分析しております。

### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員は取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示に基づき、責任を持って執行に当たっております。

(2) 当社は、毎年新年度開始前に事業方針発表会を開催し、経営理念、経営目的、経営指針、遵奉精神の周知に加え、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めた長期方針、中期方針、単年度方針を全取締役および執行役員から全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化を図っております。

(3) 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、管理部門を事務局とした月次会議を毎月開催し、各部門の責任範囲を明確にし、併

せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図っております。

#### 6.当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)代表取締役社長を議長とするグループ会社の報告会議において、グループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図っております。

(2)監査役は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、グループ会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査しております。

(3)グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行っております。

#### 7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。

#### 8.取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしております。

(2)監査役は、グループ会社等を含む執行状況を把握するため、取締役会、グループ会社の報告会議、意思決定会議、業務に関する報告会議その他の社内重要会議に出席し、また稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求められる体制を確保しております。

(3)内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告しております。

(4)常勤監査役は内部通報制度による社員からの通報等を受け付ける窓口となり、通報内容の事実調査、代表取締役社長への報告、是正処置、通報者の保護を行うこととしております。

#### 9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役社長と経営方針を確かめ会社が対処すべき課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について随時意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めております。

(2)監査役は、監査法人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めております。

(3)監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めております。

#### 10.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任および、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

#### 11.反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図ります。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図っております。



## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

